

甲6



# 裁判所の事務の取扱苦情

令和5年11月23日

最高裁判所 長官

〒 [REDACTED]  
 電話 [REDACTED]  
 申出人 [REDACTED]

## 1. 苦情概要

令和5年7月23日付けで申立てした、事件番号 令和5年(家イ)406号面会交流調停事件について、さいたま家庭裁判所熊谷支部の川村理裁判官は、担当の畠知佳調査官と平野陽子書記官に嘘と不正をさせるパワーハラスメントをしています。その不正や嘘も一度や二度でなく何度も畠知佳調査官を平野陽子書記官にさせており悪質である。公正でならなければならない裁判所が不正の対応をするため、裁判所の事務の取扱が不正である。このため、裁判所法第82条に基づく異議の申出をする。

早急に厳正な処分を求める。是正されなければ、不正な取扱いが継続し、パワハラで不正調停が繰り返され、恥と憲法違反と最高裁判所の名折れを垂れ流し続けていることが継続する。

## 2. 詳細

- ① 申立書を提出し、1カ月経過しても裁判所から通知が届かないため、問い合わせの電話を令和5年8月25日に入れたところ、担当の平野陽子書記官は、「裁判官がリモートで登庁しておらず、手続が進んでいない」と嘘を言わされている。
- ② その8月25日に平野陽子書記官は、「調停申立書と一緒に提出する資料が不足している。記入してほしい不足資料をすぐに送付する。」と言っていたのに、3日経過しても届かないで問い合わせすると「裁判官から指示が無いため、不足資料を送付できない」と嘘を言わされている。
- ③ 平野陽子書記官が相手方へ通知書を送ったところ、相手方の母親から電話があり、「相手方はここには居ない」と回答をもらっているという。平野陽子書記官は、私に相手方の住所を調べるよう要請して来たので、市役所へ戸籍の附票を請求したが、拒否されて裁判所から請求するように指示されたので、受付担当であった平野陽子書記官に判所の手続きで相手方の住所を調べる手続き方法を教えて欲しいと依頼したところ、

「担当でないから知らない。受付担当に訊いてほしい。」と嘘を言わされている。

- ④ 調査嘱託申立書を提出し、8月28日に電話を入れたところ、平野陽子書記官は、8月29日火曜日は、川村理裁判官の開廷日であるため、調査嘱託申立の判断をしてもらってほしいと連絡したところ、「明日は裁判官が夏季休暇でお休みです。嘘かと思ったら来てみてください。」とまで嘘を言わされている。
- ⑤ その8月29日に平野陽子書記官に電話を入れると、「調査嘱託申立書を裁判官に読んでもらい、裁判官から東京高等裁判所の決定を変更したいのか、と質問があるので、照会書を送る。」と、申立人は変更のために調停申立書を提出しているのに、不必要的確認のための照会書の対応をさせられている。
- ⑥ 9月11日に平野陽子書記官から、「裁判官の判断で調査嘱託申立てには対応せず、裁判所の職権で、白子町に相手方附票を取る」と連絡してきた。元々相手方の住所を調べるようにな要請して来たのは裁判所であるのに、調査嘱託申立書を提出すると、勝手に職権で調査するとし、相手方の住所を申立人に知らせないようにしている。平野陽子書記官は、調査嘱託申立てに対して、内容証明郵便往復費用の予納切手まで要求しており、申立人はわざわざ予納切手を余分の2,560円分も予納させられている。それにも関わらず裁判官は、申立人に相手方に居る子供たちにプレゼントを贈る権利があることを知っているにも関わらず、住所を知らせない対応にわざわざ切り替えている。相手方と申立人を公平に扱わないため、川村理裁判官は悪心で対応しており憲法に違反している。
- ⑦ 11月8日15時58分に平野陽子書記官は、相手方からも調停が申立されていると電話してきたが、まだ内容を読んでいないと嘘を言わされている。その申立は既に10月7日に受付され、8日11時30分に相手側へ電話聽取している記録がされている。
- ⑧ その相手方から申立ててきた調停は、申立人から無限に履行勧告され統けてしまうため、それを防止する施策として面会交流調停を審判にして、新しく面会交流しない決定に覆すと、裁判所からそそのかされて申立されたものである。何度も嘘を言わされ続け、更に不正調停の手先にさせられていることに公正な書記官として平野陽子は噴怒逆上して吐露している。相手方からの申立理由からも理不審極まりないものなので、更に理不尽なパワーハラスメントを受けることが予測されたためである。
- ⑨ これらの内容は、すべて令和5年11月20日の面会交流調停において、調停委員男女2名に報告、証拠提示されており、出席した調停委員と烛

知佳調査官に川村理裁判官が不正をしてることを理解している。既に調停後に調停委員と畠知佳調査官は、裁判官に調停内容を報告しており、不正がバレたことを川村理裁判官は知っている。

- ⑩ 調停中に、この不正を陳述しているにも関わらず畠知佳調査官は、面会交流調停の内容ではないと、相手方である私の発言を何度も止めようする。既にこれだけの不正が行われているのに、調停委員は公正・公平に実施していると嘘を説明する。
- ⑪ 畠佳代調査官は、調停委員でもないのに調停を仕切り、不正を報告するのであれば、裁判官の指揮する審判に移行すると脅しをしてくる。私は不正の説明で既に、審判になれば私の面会交流権は、不正に奪われてしまう、なので粘り強く調停を続けて欲しいと答弁書の要望にも記載している、と主張している。川村理裁判官から、早く審判に移行させろ、と先に調停委員と畠知佳調査官に不正の指示をしている。
- ⑫ 調停終了後の11月22日に畠佳代調査官に電話すると川村理裁判官の指示どおりに調停を実施していると回答する。調停委員と畠佳代調査官は、調停内容の不正がバレたことを既に川村理裁判官に報告済みと回答し、山口信恭裁判官と同じように辞任するよう要求したと報告した。

東京高等裁判所第8民事部の齊藤孝書記官が明確に教えてくれたが、書記官がしていることは、すべて裁判官の指示だそうです。これらの対応は、すべて川村理裁判官の指示であり、畠知佳調査官と平野陽子書記官は不正と嘘を何度も申立人に伝えさせられている。畠知佳調査官と平野陽子書記官も、私への電話中に嘘を見破らないで欲しいと、何度も声を詰まらせながら嗚咽を吐き、宝塚歌劇団の両親のように指示した川村理裁判官を深く怨んでおります。山口信恭裁判官と同じように調停委員に不正がバレてしまったので辞任するよう要求されている今も、同じようなパワーハラスメントを続けており、早急に処分しなければ、公正な調停も開催できず、畠知佳調査官と平野陽子書記官の正義感と自己肯定感を根こそぎへし曲り続けています。公正でならなければならない裁判官が殺人罪を犯して有罪でも弾劾裁判でなければ裁判官を辞めさせられない特権を不当に利用している。

### 3. 添付資料

- 甲. 1 事件番号 令和5年(家イ)406号面会交流調停事件記録
- 甲. 2 写真 申立人携帯 熊谷家庭裁判所平野書記官からの着信時間
- 甲. 3 DVD記録 平野陽子書記官の電話録音

事件番号 令和5年(家口)第63号 履行命令事件

権利者  
[REDACTED]

義務者  
[REDACTED]

未成年者  
[REDACTED]



## 回答書. 1

令和5年11月26日

さいたま家庭裁判所熊谷支部 御中

[REDACTED]

### 1. 回答前の前置き

令和5年11月21日付で、履行命令申立事件の事務連絡を頂きありがとうございます。今までの書記官と違いパワーハラスメントに詳しい若井啓悟書記官から、家事事件手続法39条と詳細までご説明頂き、公正・公平な取扱いをして頂けるため、面会交流調停で不正が今も続けられていることを証拠甲4~7で提出します。

甲1、甲2のとおり、申立人は嘘を記載してワガママな理由で面会交流調停を申立てしております。このため、こちらの履行命令を優先させなければなりません。

また、憲法第76条3すべての裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行い、とあるように藤田一真裁判官は川村理裁判官へ、山口信恭裁判官と同じように他の熊谷支部の裁判官たちへ信頼が無くなる迷惑を掛け続けないよう、辞任を強く促してくれるだろうから証拠を提示します。

さいたま裁判所熊谷支部の職員たちすくても、不正指示を出して激しいパワーハラスメントを避けられないよう川村理裁判官には辞任してもらいたいそうです。

それだけならいいですが、報道で内容を知り、これまで川村理裁判官に判決を受けた刑事被告たちすべてが、不当だと裁判所に駆けつけて、一昨年の沖縄警察署のようにならないよう、ぐずぐずせずに対処ください。